

- ア Instagram 及び Facebook それぞれにおいて、1週間に 1~2 回程度、年計 80 回以上、英語でライティングの上、県の確認を経て投稿すること（投稿写真・動画については以下②を参照）。
- 投稿内容は Instagram と Facebook で同様のものとする。投稿文では、本県公式アカウントのメンション及びハッシュタグ追加を行うこと。ハッシュタグについては、本県のアカウントに合致するものや欧米豪のトレンドをリサーチし、随時提案すること。なお、県より投稿内容、投稿文、ハッシュタグおよび位置情報等の内容に関して指摘があった場合、修正等の対応を取ること。
- イ 観光関連SNSの運用実績を有する英語コンテンツクリエイターを起用すること。また、県がターゲットとする欧米豪マーケットの視点を取り入れることができるクリエイターとすること。官公庁アカウントの運用実績を有する人材が望ましい。また、提供された日本語資料について閲読できる人材が望ましい。
- ウ 投稿のスケジュールおよび進捗については、県と十分に情報を共有の上、進めること。投稿写真およびスケジュール表等、投稿に関するものは Google Drive、One Drive 等のクラウド（受託者側で用意）において双方で管理するものとする。

② Instagramでの写真・動画収集対応

- ア 主に旅行者目線で作成されたオリジナルコンテンツを活用して発信するほか、場合によってはUGC（※）を活用すること。なお、写真素材については、県より提供するものや、素材収集で確保したものなどを用いること。動画素材については、県が過去に制作した動画の提供は一部可能だが、新規編集用の素材提供は行わない。したがって、受託者が主体的に素材収集することを基本とする。

※UGC (User Generated Contents) : 一般ユーザーが作成したコンテンツ(写真・動画)

③ Instagram及びFacebookページのチェック

- ア 5分／1日、ユーザーからの投稿の有無を確認すること。不適切な書き込みや回答を要する書き込みがあった場合に、内容を翻訳し県に報告することとし、必要に応じて回答、削除等対応すること。

④ コメント・ダイレクトメッセージ対応

- ア ユーザーからのコメント・ダイレクトメッセージについては、迅速に適切な言語でコメントを返すこと。なお、必要があれば回答内容について、県と協議するものとする。

⑤ ストーリーズ投稿

- ア Instagramにおいて、月に2回以上ストーリーズを作成し、投稿すること。リンクスタンプやアンケート機能、クイズ機能などを積極的に活用し、ユーザーとの相互コミュニケーションを図ること。

⑥ 広告の活用

- ア リーク数やフォロワー数などの確保のために、必要に応じて広告を用いるなど工夫を行うこと。なお、広告を利用する場合は、事前に県と協議することとし、広告の成果について事後報告をすること。

⑦ レポート作成

- ア 投稿結果のデータを収集・整理し、毎月の結果を翌月 15 日（15 日が休日に当たる場合は、直前の営業日）までに電子データ（Excel）でレポートを提出すること。レポート項目は以下の通りとするが、必要に応じて県と調整を行うこと。また、SNS分析ツールを導入しても差し支えないものとする。
- 1) 投稿に関するもの
 - ・投稿日時
 - ・投稿内容（写真、投稿文）

- ・InstagramおよびFacebookそれぞれのリーチ数、いいね数、シェア数、保存数、エンゲージメント率など
- 2) その他
- ・フォロワーの属性（性別、年代、居住地）
 - ・フォロワー数の増減（グラフ）
 - ・投稿カテゴリごとのエンゲージメント率、保存数など
(投稿カテゴリの分類については、別途県から指定する。)

⑧ 改善提案

- ア 投稿結果等をふまえ、反応の良い投稿及び悪い投稿に関する分析や改善方法の提案を行い、以後の投稿に反映させること。

(2) 本県SNS等での情報発信に係る素材収集（動画制作・写真撮影等）

① リール動画制作

- ア 石川県の主なSNSアカウント（以下の通り）掲載用のリール映像として相応しいクリエイターを選定し、撮影、編集すること。
- ・石川県Instagram「Visit ishikawa, Japan」
<https://www.instagram.com/visitishikawa/>
 - ・石川県Facebook「Discover ishikawa, Japan」
<https://www.facebook.com/visitishikawa/>
- イ 外国人目線や対象市場で好まれるテイストを意識して撮影、編集すること。また、地域やテーマ（食、文化、庭園、ウェルネス等）に応じたストーリー性のある動画を制作すること。
- ウ 企画提案書においては、撮影時期、撮影スポット、撮影方法（クル一体制、モデルの起用有無等）についてわかりやすく示すこと。なお、成果物は以下の通りとする。
- ・年間3シーズン程度
 - ・各動画15～30秒程度
 - ・合計20本以上
- エ 実際の撮影時期、撮影スポット、雨天時のリスケジュール等については、受託者決定後、県と相談の上で詳細を決定するものとする。

② 写真撮影

- ア 石川県の主なオウンドメディア（以下の通り）掲載用の写真として相応しいフォトグラファーを選定し、撮影、編集すること。
- ・石川県観光公式ウェブサイト「ISHIKAWA TRAVEL」
<https://www.ishikawatravel.jp/>
 - ・石川県Instagram「Visit ishikawa, Japan」
<https://www.instagram.com/visitishikawa/>
 - ・石川県Facebook「Discover ishikawa, Japan」
<https://www.facebook.com/visitishikawa/>
- イ 外国人目線や対象市場で好まれるテイストを意識して撮影、編集すること。
- ウ 企画提案書においては、撮影時期、撮影スポット、撮影方法（クル一体制、モデルの起用有無等）についてわかりやすく示すこと。なお、成果物は以下の通りとする。
- ・年間3シーズン程度
 - ・各シーズン10素材（スポット）以上
 - ・合計40枚以上（縦・横どちらも含む）
- エ 実際の撮影時期、撮影スポット、雨天時のリスケジュール等については、受託者決定後、県と相談の上で詳細を決定するものとする。

③ その他素材収集

ア 各素材の権利関係については、「8. 著作権」に記載の項目を順守すること。

6. 業務の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、石川県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業に着手をする際には石川県に協議をしたうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

受託者は、事業の実施にあたって、石川県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業に着手をする際には石川県に協議をしたうえで着手するものとする。

7. 運営目標および運用方針の設定

受託者は、過去の投稿結果等を踏まえた現状分析を行い、本県 SNS アカウントの運営目標（フォロワー数やリーチ数、保存数、エンゲージメント率を含む各種分析指標等）および目標達成に向けた運用方針（コンテンツ選定・制作の方向性や投稿計画等）を県と協議のうえ決定し、事業を遂行すること。

8. 著作権

- (1) 本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、石川県に譲渡すること。
- (3) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本委託に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約すること。
- (4) 本委託に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合に第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が行うこと。
- (5) 本委託において、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (6) 本委託により得られる画像や原稿などの成果物については、石川県または石川県の承認を得た者の名において行う広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとすること。
- (7) 本委託により得られる成果物は、石川県が行う観光 PR 事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (8) 本委託により新たに撮影・収集した画像（動画を含む。以下、同様）、及び、本委託の過程で新たに撮影・収集する画像は、上記（2）ないし（7）にかかわらず、次の取扱いとする。
○受託者が新たに撮影・収集した、ないし、する画像について
（ア）石川県は観光 PR 事業等の目的で自由に利用することができるが、当該画像のデータそれ自体を第三者に提供することはできない。ただし、受託者が特に指定した画像については、この限りではない。
（イ）石川県が当該画像を印刷物に利用するにあたり受託者が提供するデータ形式以外のデータ形式による提供を求める場合、あるいは、画質・画素数では不十分であるなどとしてその差替えを求める場合には、受託者と諸条件を協議の上、決定する（別途、費用発生）。
- (9) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

9. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、「5」に記載の事項を含む事業実施報告書（A4判）を作成し、履行期限までに、石川県に提出すること。

10. 履行期限

令和8年3月31日（火）

11. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、特許権やその他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。